

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月24日提出

宇治市長 松村 淳子

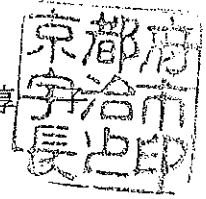
専 決 処 分 書

専決第1号

工事請負の変更契約を締結するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月19日

宇治市長 松 村 淳



工事請負の変更契約の締結について

市は、ウトロ地区小規模住宅地区改良事業公的住宅第2期棟建設建築工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- | | |
|------------|--|
| 1 契約の目的 | ウトロ地区小規模住宅地区改良事業公的住宅
第2期棟建設建築工事 |
| 2 元契約金額 | 323,180,000円 |
| 3 今回変更契約金額 | 17,999,300円 増額 |
| 4 変更後の契約金額 | 341,179,300円 |
| 5 契約の相手方 | 宇治市菟道中筋14番地の7
株式会社下岡建設
代表取締役 下岡 智也 |
| 6 工事場所 | 宇治市伊勢田町ウトロ51番地の28地内ほか |



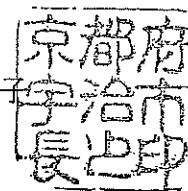
専 決 処 分 書

専決第2号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月17日

宇治市長 松村 淳



損害賠償額の決定について

市は、消防活動中の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 44,000円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名